

令和4年度

(第15期)

事業報告

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

事業報告

令和4年4月1日から

令和5年3月31日まで

1 当公庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

イ 事業活動の経過及びその成果

(イ) 総括

我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増しています。

このような中、当公庫におきましては、政策金融機関として「政策」と事業者・地域を「繋ぎ」、「支える」という使命感をもって、コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援、セーフティネット機能の発揮、民間金融機関との連携、成長分野等への支援、お客さまサービスの向上、地域活性化への貢献などに取り組みました。

当公庫は、政策金融の役割を強く意識し、あらゆる危機に対処可能な態勢を整備して、いかなる状況下においても中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等のセーフティネット機能を担ってまいります。

また、リスクテイク機能を発揮し、日本経済の成長を担うスタートアップや輸出促進、地域の活力を維持する事業再生及び次世代につなげる事業承継などの成長分野を力強く後押ししてまいります。

さらに、地域活性化に向け、全国152支店のネットワークを駆使して地域を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等を支援してまいります。

加えて、政策金融機能を強化するため、民間金融機関や関係機関との連携の深化、コンサルティング機能の発揮を通じたお客さまサービスの充実と業務効率化に向けたデジタル化・DXの推進、これらを担う職員の能力向上及び多様な人材が活躍できる職場の実現に取り組んでまいります。

a コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援

コロナ禍の影響が長期化する中、当公庫における新型コロナウイルス関連融資は、令和2年1月の相談窓口の設置以降、令和5年3月末までに累計で約118万件、約19兆円を決定しました。また、コロナ禍の影響を受けた中小企業・小規模事業者の財務基盤を強化するため、令和2年8月から取扱いを開始した「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）」による支援を推進しており、令和5年3月末までに約8千先、約1兆円を融資決定しました。

さらに、コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援として、融資後のフォローアップなどによりコンサルティング機能の発揮に努めるとともに、コロナ禍における日本公庫の支援事例集の発信などを実施しました。

当公庫では、引き続き相談体制を強化し、融資や返済に関する相談に親切・丁寧・迅速に、

お客さまの不安に寄り添った対応を行ってまいります。

b セーフティネット機能の発揮

東日本大震災、台風、大雨などの自然災害、経済情勢による経営環境の変化などの影響を受けている中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、資金繰り支援などを行うとともに経営面のアドバイスをを行いました。

このうち、令和4年7月14日からの大雨、令和4年8月3日からの大雨、令和4年台風14号、令和4年台風15号、令和4年12月17日からの大雪、令和4年12月22日からの大雪及び令和5年1月24日からの大雪に対しては、新たに特別相談窓口を設置し、被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、融資や返済の相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

また、ウクライナ情勢や原油価格高騰などにより影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等からのご融資やご返済に関する相談にも、引き続き迅速かつきめ細かく対応しました。

加えて、信用保証協会による保証が円滑に行われるための信用保険引受や危機対応円滑化業務を実施しました。

c 民間金融機関との連携

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第1条が規定する民間金融機関の補完を旨としつつ、多くの民間金融機関との連携を進めています。

当期におきましては、これまでの民間金融機関連携の取組みを継続するとともに、役員レベルを含めた組織的な対話の推進及び連携状況の経営層への浸透に取り組みました。

コロナ禍において影響を受けたお客さまへの対応につきましては、民間金融機関との勉強会の実施や協調融資商品などの創設を通じて「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナウイルス対策資本金劣後ローン）」を推進しました。また、成長分野をはじめとして民間金融機関との協調融資等を継続して推進することにより、ポストコロナを見据えた中小企業、小規模事業者や農林漁業者の経営改善・事業再生支援に係る連携を強化しました。

d 成長分野等への支援

日本経済の成長・発展への貢献を念頭に、国の政策に基づき、リスクテイク機能を適切に発揮し、ポストコロナも見据えた、創業・スタートアップ・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開、農林水産業の新たな展開、DXの推進及び脱炭素化などの環境・エネルギー対策等への支援に取り組みました。

なかでも、創業・スタートアップ・新事業においては、ベンチャーキャピタルや民間金融機関と連携したスタートアップ支援、事業承継においては、各都道府県の関係機関との連携等を通じた事業承継マッチングを含むコンサルティング、海外展開においては、関係機関と連携した海外現地法人への直接的な資金支援や農林水産物・食品の輸出促進支援などに取り

組みました。

e お客さまサービスの向上及び地域活性化への貢献

政策金融の役割を十分に理解し、貸付制度を適切に運用するとともに、お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスの提供やコンサルティング機能の強化などに取り組みました。

また、全国規模でのオンライン商談会や、地域の特色を活かしたセミナー・商談会の開催に加え、全国 152 支店のネットワークを活用したマッチング支援などに取り組みました。

さらに、コロナ禍においても第 2 期「地方版総合戦略」に積極的に関与し、「地域経済活性化シンポジウム」を全国 2 か所で開催するなど、地域活性化に向けた取組みを実施しました。

これらにより、当期の当公庫全体の融資実績は 3 兆 7,871 億円となりました。

当期の当公庫全体の損益の状況につきましては、経常収益は 4,169 億円、特別損益を含めた当期純損失は 2,687 億円となりました。

(ロ) 国民一般向け業務

当期の国民一般向け業務におきましては、コロナ禍や物価高等の影響を受けた小規模事業者からの融資・返済相談への対応を最優先に取り組み、資金繰り支援を通じて危機時のセーフティネット機能を発揮しました。また、創業・スタートアップ支援や事業承継支援、海外展開支援など、成長分野等への対応にも力を注ぎました。あわせて、ポストコロナに向けた内外環境の変化に柔軟に対応していくため、今後の業務運営にかかる基本的な方針に基づき、業務体制の整備などを進めました。

コロナ禍の影響を受けた小規模事業者への支援につきましては、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」の活用により、資金ニーズに対応したほか、小規模事業者ごとの実情に配慮した既往債務の条件変更に迅速かつ丁寧に対応しました。また、融資後のフォローアップ等のお客さまと接触する機会において経営課題を共有し、支援ニーズに応じて、課題解決につながる情報提供や外部専門家への取次ぎなどの本業支援に取り組みました。

成長分野等への対応のうち、創業・スタートアップ支援につきましては、創業者への資金面での支援に加え、各種セミナーやマッチングイベントの開催などを通じて、事業化支援ニーズへも的確に対応しました。事業承継支援につきましては、小規模事業者の後継者確保などを支援する事業承継マッチング支援に取り組んだことに加え、各地域における事業承継支援の一層の充実を図るため、全国商工会連合会と「事業承継支援に係る連携協定」を締結するとともに、各都道府県の商工団体とも連携スキームの構築を進めました。海外展開支援につきましては、輸出に意欲のある小規模事業者に対して試験的な輸出の機会を提供する「トライアル輸出」の取組みを開始し、海外への販路開拓などの課題解決に向けた支援に取り組みました。

これらにより、当期の国民一般向け業務における貸付実績は、1 兆 8,569 億円となりました。

国民一般向け業務勘定の当期の損益の状況につきましては、貸倒引当金繰入額が増加したこ

などにより、経常収益は1,107億円、特別損益を含めた当期純損失は1,173億円となりました。

(ハ) 農林水産業者向け業務

当期の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）及び森林・林業基本計画並びに水産基本法（平成13年法律第89号）及び水産基本計画等の国の農林水産業における施策を受けて、農林水産業者のニーズ及び地域・業界の実態を把握し、民間金融機関などと連携しながら、迅速かつ的確に業務を遂行しました。

特に、将来に亘って地域の農林漁業生産を担うべき農林漁業者が物価高等をはじめとした経営環境変化に対応して行う、規模拡大や農林水産物輸出、環境負荷低減や耕畜連携等による新たな経営展開や持続可能な経営構造への転換に対して、その事業性を積極的に評価して円滑な資金供給に努めるとともに、コロナ禍や物価高等の影響を受けた農林漁業者への長期的な視点に立った支援などセーフティネット機能を発揮しました。

成長分野等への対応につきましては、成長を目指す担い手農業者の様々な経営展開の取組みや国産材の安定供給・利用の取組み、水産業の生産体制強化の取組みを支援するとともに、農林漁業者が加工・販売へ進出して事業の多角化及び高度化に取り組む6次産業化に対して関係機関と連携し支援を行いました。

また、新規就農者に対して、青年等就農資金により積極的に支援を行いました。

事業承継支援につきましては、農業経営特有の課題を踏まえた「事業承継診断・経営資源マッチング意向確認票」を作成し、経営資源を円滑に引き継ぐ取組みを推進しました。

海外展開支援につきましては、令和4年度第208回通常国会にて「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第49号）が成立し、10月1日付けで施行されたことに伴い、「農林水産物・食品輸出基盤強化資金」を含めた補助・金融・税制などの政策支援措置の周知や輸出事業計画の策定支援を行いました。また、日本貿易振興機構や貿易商社、農林水産省による農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）等と連携し、輸出に意欲のある農林漁業者等の海外販路開拓を支援しました。

これらにより、当期の農林水産業者向け業務における貸付実績は、5,579億円、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援業務の引受実績は943百万円となりました。また、農林漁業法人等へ出資する投資事業有限責任組合（LPS）への出資約束実績は3,300百万円、出資履行実績は607百万円となりました。

農林水産業者向け業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は472億円、特別損益を含めた当期純利益は0円となりました。

(ニ) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当期の中小企業者向け融資業務におきましては、引き続きコロナ禍や物価高等の影響を受けた中小企業者への資金繰り支援を最優先とすることでセーフティネット機能を的確に発揮しました。

特にコロナ禍の影響により、財務面に影響をきたした中小企業者に対し、財務体質強化を図るための資本金を供給する制度である「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）」を活用し、引き続き民間金融機関とも連携のうえ、中小企業者の円滑な資金調達の実現に積極的に取り組みました。

成長分野等への対応につきましては、中小企業者のニーズに基づき、スタートアップ支援をはじめ、新事業、事業再生、事業承継及び海外展開の分野における支援に取り組みました。

スタートアップ支援につきましては、資金ニーズへの対応のみならず、成長支援として、新たにスタートアップと取引先中小企業の商談機会を提供するイベントを開催したほか、スタートアップを民間金融機関や地方公共団体が開催するイベントに紹介する等、認知度向上に資する取組みを行いました。

新事業支援につきましては、経営環境の変化に合わせ、新製品の開発、新事業分野への進出に積極的に取り組む中小企業者や、女性、若者、高齢者が営む業歴の浅い中小企業者の支援を行いました。

事業再生支援につきましては、コロナ禍において影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化のため、貸出条件の緩和などを積極的に行ったほか、中小企業活性化協議会との連携や、令和4年4月に施行された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」も活用した再生支援を行いました。また、平成30年度から取扱いを開始したシンジケートローンも活用し、民間金融機関と協調した支援を行いました。

事業承継支援につきましては、資金ニーズへの対応のみならず、情報面の支援として、事業承継診断の推進とともに、事業承継計画策定支援やM&Aニーズに対する引き合わせ候補先の選定支援、サプライチェーンの維持・発展を事業承継の観点から支援する取組みを行うなど、中小企業者の円滑な事業承継に向けた支援を行いました。

海外展開支援につきましては、クロスボーダーローンやスタンドバイ・クレジット制度も活用して、海外で事業を展開するお客さまの多様な資金ニーズに対応しました。令和4年12月には、中小企業基盤整備機構及び日本貿易保険と「海外ビジネス支援パッケージ」を構築し、海外展開に取り組む中小企業者に対してビジネスマッチングなどの支援を行ったほか、タイにおいては日タイビジネス商談会、中国においては初めて中国全土を対象とした中国オンライン商談会を開催し、海外での販売強化など、積極的な本業支援を行いました。

これらにより、当期の中小企業者向け融資業務における貸付実績は1兆3,551億円となりました。

このほか、中小企業者向け証券化支援保証業務におきましては、後述のCLO（貸付債権担保証券）の組成に関連し、機関投資家向けに販売されるCLOの一部に保証を付したことにより、保証実績は50億円となりました。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の当期の損益の状況につきましては、貸倒引当金繰入額を計上したことなどにより、経常収益は673億円、特別損益を含めた当期純損失は482億円となりました。

(ホ) 中小企業者向け証券化支援買取業務

当期の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、前期に引き続きCLOの組成を行いました。参加した民間金融機関数は前期の全国23機関から39機関となり、中小企業・小規模事業者に対する無担保資金の供給支援額は前期の1,712社に対する343億円から、1,943社に対する410億円となりました。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は423百万円、特別損益を含めた当期純損失は11百万円となりました。

(へ) 信用保険等業務

当期の信用保険等業務におきましては、引き続き、コロナ禍や物価高等に対応した経営安定関連保証等に係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を行い、セーフティネット機能を的確に発揮しました。

特に、コロナ禍において影響を受けた中小企業・小規模事業者への支援につきましては、経営安定関連保証、伴走支援型特別保証等に係る保険引受により中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に取り組みました。

また、東日本大震災、台風などの自然災害に対する災害関係保証等に係る保険引受により、被災地域の復興に向けた支援に取り組みました。

成長分野等への対応につきましては、引き続き、創業関連特例等を通じた創業支援、経営力強化保証に係る保険引受などを通じた経営支援、事業再生計画実施関連特例等を通じた再生支援及び特定経営承継関連特例等を通じた事業承継支援に努めたほか、NPO法人に係る保険引受を行いました。

こうした取組みに当たっては、保険業務推進室を中心に、全国51の信用保証協会と意見・情報の交換を積極的に行い、中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めるとともに、信用保証協会に対して支援の強化を働きかけました。

これらにより、当期の信用保険等業務における保険引受額は7兆7,620億円となりました。

信用保険等業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は1,796億円、特別損益を含めた当期純損失は716億円となりました。

(ト) 危機対応円滑化業務

当期の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「新型コロナウイルス感染症に関する事案」への取組みに努めました。

これにより、当期の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが157億円、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が2,335億円、指定金融機関に対する利子補給が229億円となりました。

危機対応円滑化業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は116億円、特別損益を含めた当期純損失は314億円となりました。

(チ) 特定事業等促進円滑化業務

当期の特定事業促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定事業を実施しよう

とする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

事業再編促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業再編等を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

事業適応促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業適応を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け及び利子補給金の支給に関連する業務を行いました。

開発供給等促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

事業基盤強化促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業基盤強化を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

導入促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定船舶の導入を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

供給確保促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

なお、当期の実績は、事業基盤強化促進円滑化業務における貸付けが 13 億円、事業適応促進円滑化業務における利子補給が 1 百万円となりました。

特定事業等促進円滑化業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は 183 百万円、特別損益を含めた当期純損失は 22 百万円となりました。

ロ 組織運営の経過及びその成果

当公庫は、「政策金融の的確な実施」及び「ガバナンスの重視」を基本理念に掲げるとともに、毎期、3カ年の業務運営計画を策定し、これを着実に実行しています。

組織運営につきましては、「透明性・公正性・迅速性」の高いガバナンス態勢の構築を目的とし、着実に取り組んでいます。

意思決定・監視機能の強化につきましては、外部有識者からなる評価・審査委員会及び人事上の重要事項を審議する人事委員会を設置しています。評価・審査委員会では、政策目的に沿って事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価を行っています。また、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を実施しています。さらに、重要事項を取締役会のほか総裁決定審議会などの会議体で審議する体制を構築するとともに、権限委譲により意思決定の迅速化を図っています。

(イ) デジタル化の推進

当公庫を取り巻く環境変化を踏まえ、システム刷新・クラウド化・デジタル化を3つの柱として策定した「デジタル化推進計画」を遂行しています。

システムの効率的な開発や将来にわたった安定稼働に向けて、業務とシステム構造の見直しを行う「システム刷新」につきましては、業務の流れとシステムの関連性を把握する業務可視化作業や、システムの問題・課題を把握するシステム構造調査を実施しました。

有事における機動的なシステム処理能力の増強を実現する「クラウド化」につきましては、外部のクラウド基盤への移行に向けて、順次、開発作業を実施しました。

お客さまサービスの向上や業務の効率化に向けた「デジタル化」につきましては、お客さま向けのオンラインサービスである日本公庫ダイレクトの機能拡充をはじめ、非対面サービスの促進に取り組みました。

(ロ) 効率的・効果的な業務運営

コロナ禍における対応により明らかになった課題を踏まえ、デジタル化や事務の見直しによる業務効率化の推進、有事の際に必要な人員を円滑に確保する体制の構築など、組織対応力の強化に取り組みました。また、現場の気づき、意見、要望を広く収集し、業務改善に活かす取組みも実施しています。

(ハ) 人材開発の推進

「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的として、人材アカデミー、階層別教育、自己啓発支援など新入職員から役員までの各種役職員教育の充実に取り組みました。

当期は、対面・オンライン・動画配信を組み合わせた効果的・効率的な研修を推進しました。また、平成25年度に開始した企業派遣研修（派遣期間1年間）を当期も継続しました。

(ニ) ダイバーシティの推進と職場環境の向上

多様な人材が活躍できる職場づくりを一層推進するため、性別を問わずワークライフ・マネジメントの実践が可能な職場づくりに向けて、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など柔軟な働き方を可能とする制度の活用促進及び男性の家事・育児・介護への参画促進に取り組みました。

また、女性のキャリア開発の推進につきましては、「管理職に占める女性の割合7%以上(2023年4月時点)」の目標を達成し、新たな行動計画（目標「管理職に占める女性の割合12%以上(2028年4月時点)」）を策定しました。引き続き女性職員の能力開発支援に取り組むとともに、新たな目標に向け、研修などを通じて管理職候補者層の育成に取り組んでまいります。

(ホ) リスク管理態勢、コンプライアンス態勢及び危機管理態勢の整備・強化

リスク管理態勢につきましては、年度ごとにリスク管理プログラムを策定し、審査能力向上に資する施策及び適切な債権管理に資する施策に取り組んでいます。当期におきましては、貸

付残高や取引先数の大幅な増加を踏まえた信用リスクの適切な管理に取り組みました。

コンプライアンス態勢につきましては、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス研修・勉強会などの各種施策に取り組んでいます。当期におきましては、全職員を対象として、反社会的勢力等の排除に係る重要性、最近のハラスメント事例、改正公益通報者保護法施行後の通報態勢、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応の重要性並びに情報漏えい防止をテーマとする研修を実施し、職員のコンプライアンス意識のより一層の強化に取り組みました。

リスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムの実施状況につきましては、四半期ごとにモニタリングを着実に実施し、コーポレート・ガバナンス委員会に報告しています。

危機管理態勢につきましては、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しています。当期におきましては、コロナ禍の影響を受けた多くの事業者からのご相談に迅速に対応するため、引き続き当公庫内での感染防止策を徹底し、事業継続のための態勢整備に努めました。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		第12期 (平成31年4月 ～令和2年3月)	第13期 (令和2年4月 ～令和3年3月)	第14期 (令和3年4月 ～令和4年3月)	第15期 (令和4年4月 ～令和5年3月)
株式会社日本政策金融公庫	経常収益	469,463	478,800	437,096	416,980
	経常利益	△29,326	△1,037,064	△387,312	△268,760
	当期純利益	△29,646	△1,037,286	△387,510	△268,708
	純資産額	5,776,777	8,857,095	15,414,935	15,286,497
	総資産	21,038,349	35,959,796	40,266,562	36,730,743
国民一般向け業務	経常収益	138,257	135,840	121,804	110,783
	経常利益	△13,762	△154,529	△51,101	△117,535
	当期純利益	△13,974	△154,632	△51,181	△117,388
	純資産額	897,773	2,517,236	5,241,560	5,136,201
	総資産	7,366,344	13,778,462	14,815,751	12,576,912
農林水産業者向け業務	経常収益	43,287	49,931	47,673	47,260
	経常利益	48	25	54	57
	当期純利益	△0	—	—	—
	純資産額	405,005	427,465	451,248	456,313
	総資産	3,199,304	3,514,160	3,606,094	3,727,719
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	経常収益	80,812	80,698	72,500	67,355
	経常利益	△3,986	△152,250	△171,613	△48,183
	当期純利益	△4,045	△152,345	△171,676	△48,220
	純資産額	1,394,318	2,084,973	3,286,367	3,304,452
	総資産	5,018,097	8,478,960	9,132,230	8,272,985
中小企業者向け 証券化支援買取業務	経常収益	682	724	565	423
	経常利益	153	151	170	△11
	当期純利益	153	151	170	△11
	純資産額	24,977	25,052	25,346	25,134
	総資産	133,606	114,344	48,157	50,676
信用保険等業務	経常収益	195,366	201,636	182,005	179,653
	経常利益	△2,389	△718,819	△142,087	△71,653
	当期純利益	△2,389	△718,819	△142,087	△71,653
	純資産額	2,338,541	3,071,421	5,252,034	5,237,400
	総資産	3,117,534	4,614,820	6,995,667	7,030,342
危機対応円滑化業務	経常収益	11,251	10,139	12,749	11,679
	経常利益	△9,376	△11,630	△22,721	△31,410
	当期純利益	△9,376	△11,630	△22,721	△31,410
	純資産額	715,971	730,767	1,158,113	1,126,712
	総資産	2,070,388	5,338,380	5,558,745	4,977,341
特定事業等促進円滑化業務	経常収益	273	216	177	183
	経常利益	△12	△11	△12	△22
	当期純利益	△12	△11	△12	△22
	純資産額	189	177	264	282
	総資産	133,296	121,972	111,198	95,635

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) 資金調達及び設備投資

イ 資金調達

当期に行った主要な資金調達は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達

(単位：億円)

	資金調達方法	当期調達額
株式会社日本政策金融公庫	借入金・寄託金	7,412
	債券	209
	出資金	1,404
	(計)	9,026

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 債券の当期調達額は、当期発行額を計上しています。

(ロ) 借入金・寄託金

(単位：億円)

	借入先・受入先	当期借入額・受入額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	財政投融資特別会計	7,406	183,817
	その他の	6	1,602
	(計)	7,412	185,419
国民一般向け業務	財政投融資特別会計 (財政融資資金勘定)	1,112	69,448
	一般会計	—	1,313
	(小計)	1,112	70,761
農林水産業者向け業務	財政投融資特別会計 (財政融資資金勘定)	5,000	30,297
	一般会計	—	61
	独立行政法人 農林漁業信用基金 (寄託金)	6	228
	(小計)	5,006	30,587
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	財政投融資特別会計 (財政融資資金勘定)	1,124	45,707
	(投資勘定)	—	122
	(小計)	1,124	45,830
中小企業者向け 証券化支援買取業務	(小計)	—	—
信用保険等業務	(小計)	—	—
危機対応円滑化業務	財政投融資特別会計 (財政融資資金勘定)	157	37,288
	(小計)	157	37,288
特定事業等促進円滑化業務	財政投融資特別会計 (財政融資資金勘定)	13	952
	(小計)	13	952

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ハ) 債券

(単位：億円)

	債券の種類	当期発行額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	政 府 保 証 債	—	5,551
	財 投 機 関 債	209	3,708
	(計)	209	9,260
国民一般向け業務	政 府 保 証 債	—	2,651
	財 投 機 関 債	—	300
	(小 計)	—	2,951
農林水産業者向け業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	100	1,949
	(小 計)	100	1,949
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	政 府 保 証 債	—	2,100
	財 投 機 関 債	—	1,209
	(小 計)	—	3,309
中小企業者向け 証券化支援買取業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	109	250
	(小 計)	109	250
信用保険等業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	—	—
	(小 計)	—	—
危機対応円滑化業務	政 府 保 証 債	—	800
	財 投 機 関 債	—	—
	(小 計)	—	800
特定事業等促進円滑化業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	—	—
	(小 計)	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(二) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社日本政策金融公庫	一般会計出資金	1,403
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	0
	(計)	1,404
国民一般向け業務	一般会計出資金	119
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	0
	(小 計)	120
農林水産業者向け業務	一般会計出資金	50
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	50
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	一般会計出資金	663
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	0
	(小 計)	663
中小企業者向け 証券化支援買取業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	—
信用保険等業務	一般会計出資金	570
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	570
危機対応円滑化業務	一般会計出資金	0
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	0
特定事業等促進円滑化業務	一般会計出資金	0
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	0

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った主要な設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

	設備投資の総額
株式会社日本政策金融公庫	9,779
国民一般向け業務	4,727
農林水産業者向け業務	1,417
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	2,035
中小企業者向け証券化支援買取業務	—
信用保険等業務	1,500
危機対応円滑化業務	4
特定事業等促進円滑化業務	92

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	内 容	金 額	備 考
国民一般向け業務	店舗関連設備投資等	115	店舗
	情報システム関連設備投資等	2,256	クラウド基盤
農林水産業者向け業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	701	農林事業業務システム
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	989	クラウド基盤
信用保険等業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	90	クラウド基盤
危機対応円滑化業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	3	クラウド基盤
特定事業等促進円滑化業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	92	危機対応等円滑化業務システム

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当期における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 株式会社日本政策金融公庫法等の改正

(イ) 株式会社日本政策金融公庫法

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年6月5日法律第40号）に基づき、改正

(ロ) 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成20年政令第143号）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年8月6日政令第229号）に基づき、改正

(ハ) 株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第4号）

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（令和4年9月26日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）に基づき、改正

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 代表取締役の選定

令和4年6月16日の取締役会で決議、令和4年6月16日認可

(ロ) 取締役及び監査役の選任

令和4年6月16日の株主総会で決議、令和4年6月16日認可

(ハ) 業務方法書の一部変更

令和4年6月20日付けで認可申請、令和4年6月23日認可

令和4年9月21日付けで認可申請、令和4年9月30日認可

令和5年3月20日付けで認可申請、令和5年3月31日認可

(ニ) 政府からの借入及び社債

国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務について、業務ごとに主務大臣の認可を受けて、政府からの借入や社債の発行を行っています。

(5) 当公庫の概要

イ 沿革

平成 18 年 6 月 2 日	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）」公布
平成 19 年 5 月 25 日	「株式会社日本政策金融公庫法」公布
平成 20 年 4 月 16 日	第 1 回株式会社日本政策金融公庫設立委員会
平成 20 年 4 月 18 日	「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布
平成 20 年 9 月 19 日	定款認可
平成 20 年 9 月 22 日	創立総会及び設立時取締役による会議
平成 20 年 9 月 30 日	国内金融業務方法書認可
平成 20 年 10 月 1 日	株式会社日本政策金融公庫設立
平成 22 年 4 月 1 日	駐留軍再編促進金融業務を開始
平成 22 年 8 月 16 日	特定事業促進円滑化業務を開始
平成 23 年 7 月 1 日	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成 24 年 4 月 1 日	国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成 24 年 11 月 12 日	本店移転
平成 26 年 1 月 20 日	事業再編促進円滑化業務を開始
令和 2 年 8 月 31 日	開発供給等促進円滑化業務を開始
令和 3 年 8 月 2 日	事業適応促進円滑化業務を開始
令和 3 年 8 月 24 日	事業基盤強化促進円滑化業務及び導入促進円滑化業務を開始
令和 5 年 1 月 13 日	供給確保促進円滑化業務を開始

ロ 事業内容

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、日本政策金融公庫法第 11 条に規定する業務を実施しています。このほか、当公庫が行うものとして法令に規定する業務を実施しています。

ハ 本支店、海外駐在員事務所

当期末における当公庫の店舗は、本店 1、支店 152、海外駐在員事務所 2 です。

本 店 : 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号

支店及び海外駐在員事務所一覧

支 店	札幌、札幌北、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、青森、弘前、八戸、盛岡、一関、仙台、石巻、秋田、大館、山形、米沢、酒田、福島、会津若松、郡山、いわき、水戸、日立、土浦、宇都宮、佐野、前橋、高崎、さいたま、浦和、川越、熊谷、越谷、千葉、船橋、館山、松戸、東京、東京中央、新宿、上野、江東、五反田、大森、渋谷、池袋、板橋、千住、八王子、立川、三鷹、横浜、横浜西口、川崎、小田原、厚木、新潟、長岡、三条、高田、富山、高岡、金沢、小松、福井、武生、甲府、長野、松本、小諸、伊那、岐阜、多治見、静岡、浜松、沼津、名古屋、名古屋中、熱田、豊橋、岡崎、一宮、津、四日市、伊勢、大津、彦根、京都、西陣、舞鶴、大阪、大阪西、阿倍野、玉出、十三、大阪南、堺、吹田、守口、泉佐野、東大阪、神戸、神戸東、姫路、尼崎、明石、豊岡、奈良、和歌山、田辺、鳥取、米子、松江、浜田、岡山、倉敷、津山、広島、呉、尾道、福山、山口、下関、岩国、徳山、徳島、高松、松山、宇和島、新居浜、高知、福岡、福岡西、北九州、八幡、久留米、佐賀、長崎、佐世保、熊本、八代、大分、別府、宮崎、延岡、鹿児島、鹿屋、川内
海外駐在員 事 務 所	上海、バンコク

ニ 職員

区 分	人 数
職 員	7,436 名

(注) 職員数は、令和 4 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当公庫では、「基本理念」を踏まえ、令和5年3月23日の取締役会において、「経営方針」及び令和5年度から3ヵ年の「業務運営計画」を決定しました。「基本理念」、「経営方針」及び「業務運営計画」の内容は、次のとおりです。

基本理念

- (1) 政策金融の的確な実施
国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。
- (2) ガバナンスの重視
高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。
さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

経営方針

- 基本理念の実現に向け、関係機関とも連携して、あらゆる危機への対処をはじめ、政策金融機関として求められる機能を発揮するとともに、持続可能な社会の実現に貢献する。
- (1) セーフティネット機能の発揮
 - イ 自然災害、感染症の流行、経済環境の変化等に対し、中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等のセーフティネット機能を担う。
 - ロ 有事の際のオペレーションの構築や民間金融機関との更なる連携を進め、あらゆる危機に対処できる体制を整備する。
 - (2) 日本経済の成長・発展への貢献
国の政策に基づき、新たな事業の創出、事業再生、事業承継、海外展開、農林水産業の新たな展開、脱炭素などの環境・エネルギー対策、DXの推進及び事業の再構築を後押しする。
 - (3) 地域活性化への貢献
地域の実情をとらえ、地方自治体の総合戦略への参画など地域に根ざした活動を通じて、商工会議所・商工会、税理士会等の関係機関と連携し、地域の活性化を支える。
 - (4) お客さまサービスの向上
 - イ お客さまの立場に立って親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指す。
 - ロ 資金と情報を活用し、お客さまのニーズに迅速かつ的確に対応する。
 - ハ デジタル化・DXを推進し、お客さまサービスを充実させる。
 - (5) 効率的かつ環境やエネルギーにも配慮した業務運営
 - イ デジタル化・DXの推進や職員のアイデアの活用により、業務効率化を進める。
 - ロ 環境やエネルギーに配慮した業務運営を進める。
 - (6) 職員の能力が発揮でき、働きがいのある職場づくり
 - イ ダイバーシティを推進し、誇りと使命感を持って能力を存分に発揮できる職場をつくる。
 - ロ テレワークの定着等により多様で柔軟な働き方を実現する。

- ハ 女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発により女性活躍を推進する。
 - ニ 職員の教育を強化し、職員一人ひとりが政策金融を担うための資質・能力及び専門性を高める。
- (7) リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の向上
- コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢を整備するとともに、役職員におけるコンプライアンス意識の一層の向上を図る。

業務運営計画（2023年度～2025年度）

我が国では、コロナ禍の影響が残る中、世界的なエネルギー価格の高騰等に起因した物価高も重なり、日本経済や地域を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等は厳しい事業環境に置かれている。

こうした中、我が国の未来を担う事業者が、その事業を継続し、成長・発展に向けた取組みを着実に進めることが、喫緊の課題となっている。

これらを踏まえ、日本公庫は、「政策」と事業者・地域を「繋ぎ」、「支える」という使命感をもち、以下の取組みを進める。

まず、政策金融の役割を強く意識し、あらゆる危機に対処可能な態勢を整備して、いかなる状況下においても中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等のセーフティネット機能を担う。

次に、リスクテイク機能を発揮し、日本経済の成長を担うスタートアップや輸出促進、地域の活力を維持する事業再生及び次世代につなげる事業承継などの成長分野を力強く後押しする。

また、地域活性化に向け、全国 152 支店のネットワークを駆使して地域を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等を支援する。

さらに、政策金融機能を強化するため、民間金融機関や関係機関との連携の深化、コンサルティング機能の発揮を通じたお客さまサービスの充実と業務効率化に向けたデジタル化・DXの推進、これらを担う職員の能力向上及び多様な人材が活躍できる職場の実現に取り組む。

なお、業務遂行に際しては、「凡事徹底」を旨としつつ、引き続き、高いコンプライアンス意識の下、着実かつ確実に個々の業務を積み上げる。加えて、「現場が第一」をモットーに、お客さまや地域のニーズを的確にとらえ、親身に対応し、身近で頼りになる存在を目指す。

【事業運営計画】

1 セーフティネット機能の発揮・資金の安定供給・民間金融機関との連携

(1) コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援

イ コロナ禍において影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応

(イ) 「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応

(ロ) 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナ対策資本金劣後ローン」、「農林漁業者向け特例融資」等による適時適切な融資

(ハ) 返済相談への丁寧かつ迅速な対応

(ニ) 「セーフティネット保証4号・5号」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応

- ロ 「新型コロナウイルス感染症に関する事案」として認定された危機に即応した業務的
確な実施
- ハ コロナ禍を乗り越えて事業を維持・発展させる良好事例の収集・発信及び融資後のフ
ローアップ等によるコンサルティング機能の発揮
- (2) お客さまへのセーフティネット機能の発揮
 - イ 東日本大震災をはじめとする自然災害、感染症の流行、経済情勢等による経営環境の変
化の影響を受けた中小企業・小規模事業者及び経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者
への支援
 - ロ 東日本大震災をはじめとする自然災害、家畜伝染病、感染症の流行、農畜産物の価格下
落、物価高等の影響を受けた農林漁業者及び経営改善に取り組む農林漁業者への支援
- (3) お客さまへのタイムリーかつ円滑な資金供給
 - イ お客さまの資金ニーズ等への対応
各種貸付・資金制度、証券化等のお客さまの資金ニーズに即した活用
 - ロ 有事の際にも円滑な資金供給を行えるよう、インターネット申込の利用を促進
 - ハ 危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務運営
危機対応円滑化業務的的確な実施
- (4) 信用補完の着実な実施
 - イ 中小企業・小規模事業者への信用補完制度を通じた支援
(イ) 信用保証に係るセーフティネット需要等への的確な対応
(ロ) 関係機関と連携しつつ、各種制度・運用改正に対し、的確に対応
 - ロ 保証協会等との連携強化
- (5) 民間金融機関連携の深化
 - イ 成長分野をはじめとする民間金融機関との協調融資等の継続的な推進及びコロナ禍や物
価高等の影響を受けるお客さまへの対応に係る連携強化
 - ロ 役員レベルを含めた組織的な対話の促進及び連携状況の経営層への浸透
 - ハ 実務レベルの打合せ、日本公庫から民間金融機関へのお客さま紹介、効果的なニュース
リリースの強化
 - ニ 協調融資商品の創設・活性化
- 2 成長分野等への重点的な支援
 - 創業・スタートアップ・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開、農
林水産業の新たな展開、DXの推進及び脱炭素化などの環境・エネルギー対策等への支援
 - イ 創業・スタートアップ・新事業支援
イノベーションの担い手であるスタートアップの創出・発展に寄与
(イ) 創業企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献
(ロ) シード・アーリー期のスタートアップに対する資金供給の強化及び事業化支援を推進
(ハ) 新事業に取り組む中小企業への積極的な資金供給と成長支援
(ニ) スタートアップに対する資金供給の強化及び商談機会の提供等を通じた成長支援を柱
とする「スタートアップ支援パッケージ」を推進

- (ホ) 農林漁業者の経営課題の解決に資する技術・サービスを提供するスタートアップ等への支援
- (ヘ) ベンチャーキャピタル、イノベーションの創出に取り組む大学等の創業・スタートアップ・新事業支援機関との連携強化
- (ト) 「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催
- ロ 事業再生支援
 - (イ) 事業再生の支援機能の強化
 - (ロ) 中小企業活性化協議会等との連携強化
 - (ハ) DDS、DES等の抜本再生支援の推進・強化
 - (ニ) 産業競争力強化法に基づく事業再編及び事業適応（脱炭素化を除く。）等に係るツーステップ・ローンの的確な実施
- ハ 事業承継支援
 - 役員レベルを含めた、商工会や商工会議所との組織的連携等を通じて事業承継支援を推進
 - (イ) 商工会・商工会議所、事業承継支援機関、民間金融機関、税理士会等の関係機関との連携等を通じたマッチングを含むコンサルティングの推進
 - (ロ) 地域における事業承継ネットワークへの積極的参画及びネットワーク活性化への貢献
 - (ハ) 多様な事業承継の資金ニーズへの対応
- ニ ソーシャルビジネス支援
 - (イ) 資金ニーズへの対応
 - (ロ) 経営課題の解決に向けた支援サービスの拡充
 - (ハ) ソーシャルビジネス支援機関との連携の強化
- ホ 海外展開支援
 - (イ) 海外への展開を図る中小企業の資金調達の円滑化支援、海外現地法人への直接的な資金支援（スタンドバイ・クレジット制度、クロスボーダーローン）の着実な実施
 - (ロ) 越境EC等の活用により販路拡大を図る小規模事業者の海外展開を支援
 - (ハ) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律や政府の輸出拡大実行戦略等に沿って輸出力強化に取り組む農林漁業者・食品関係企業等に対し、地方農政局・都道府県及び民間金融機関や貿易商社等と連携しつつ、補助や税制と一体で、農林水産物・食品輸出基盤強化資金やアグリフードEXPOを活用した伴走支援を実施
 - (ニ) 海外展開を図るお客さまへの情報提供
 - (ホ) 海外展開支援機関との連携
- ヘ 農林水産業の新たな展開への支援
 - (イ) 法人を含む大規模経営体の持続可能な成長に向けた経営改善の取組みに対し事業性を重視した評価手法を活用しつつ、系統金融機関及び民間金融機関と連携して支援
 - (ロ) 新たな農業の担い手確保に向けた取組みを支援
 - (ハ) 6次産業化により経営改善に取り組む農林漁業者等の取組みを支援
 - (ニ) 大規模木材関連事業者の国産材の利用促進に資する取組みを支援

(ホ) 持続性のある水産業の成長産業化、構造改革に資する代船建造、養殖基盤強化を支援

(ヘ) 農林漁業者との連携強化により国産農林水産物の国内外需要の拡大に取り組む食品関係企業の支援

(ト) 政策・技術情報や各種調査結果など情報提供の実施

ト DX・デジタル化の推進等への支援

(イ) 中小企業・小規模事業者のDX・デジタル化を支援

(ロ) 農林漁業者等のスマート技術やeMAFFを活用した取組み等を支援

(ハ) 「健康経営優良法人」など人的資本の充実に取り組むお客さまを支援

チ 環境・エネルギー対策への支援

(イ) 中小企業・小規模事業者のGXを含む環境・エネルギー対策への取組みを支援

(ロ) 「みどりの食料システム戦略」が示す目標の実現に向けた農林漁業者等の脱炭素、生物多様性の保全等環境・エネルギー対策への取組みを支援

(ハ) 環境・エネルギー対策に関する日本公庫内外の理解浸透に向けた情報の収集・提供

(ニ) 低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローンの的確な実施

(ホ) 産業競争力強化法に基づく事業適応（脱炭素化）に係るツーステップ・ローン及び利子補給の的確な実施

リ 教育の機会均等への貢献

(イ) 教育費負担の軽減に向けた「教育貸付」の周知推進

(ロ) メディアを効果的に活用した広報活動の実施

(ハ) 多様化する相談ニーズへの適切な対応

ヌ 高度な情報通信システムの開発供給及び導入の支援

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく開発供給等に係るツーステップ・ローンの的確な実施

ル 特定重要物資等の安定供給確保の支援

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保等に係るツーステップ・ローンの的確な実施

3 地域活性化への貢献

(1) 地方自治体との連携強化

イ 地方版総合戦略への積極的な参画による各種施策の実施・推進等への貢献

ロ 地方自治体への情報提供

(2) お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスの提供

イ 全国152支店のネットワークの活用

ロ お客さまのマッチングの推進

ハ 商談会・セミナー等の開催

(3) 関係機関を繋ぐ役割の発揮

イ 地域を俯瞰的にとらえ、様々な関係機関と連携するなど、日本公庫ならではの機能を発揮し、お客さまや地域が抱える課題の解決に向けた取組みを、関係機関と一体となり推進

ロ 商工会議所・商工会、税理士会などの関係機関との連携を強化

4 お客さまサービスの向上と政策性の発揮

(1) 適切なリスクテイクと、コンサルティング機能の強化をはじめとした各種サービス向上策の推進

イ リスクテイク機能の適切な発揮

ロ お客さまのニーズに合致した有益な情報提供とコンサルティング機能の強化等

(イ) お客さまに対して有益な情報を提供するとともに、民間金融機関と連携した事業継続・成長支援に資するコンサルティングを実施

(ロ) 財務診断、収支シミュレーション等による、融資と一体となった経営支援の強化

(ハ) お客さまに対する適切な提案・アドバイスの推進

お客さまのニーズに合わせた顧客支援ツールの提供の推進

(ニ) 外部専門家・ネットワークとの連携

ハ お客さま満足度調査等の実施による、お客さまの目線に立った支店運営や各種サービス向上策の推進

(2) 広報活動の推進

イ マスメディアを通じた広報活動の推進

ロ 広報誌の内容の充実を図り、広報活動を推進

ハ インターネットなど多様な媒体の特性を活かした広報活動の推進

(3) 調査・研究の充実とシンクタンク機能の一層の発揮

イ 多くの中小企業をお客さまとする日本公庫ならではのフィールドワークを活かした独自性ある手法で高い研究水準を追求

(イ) 景況関係調査の定期的実施

(ロ) テーマ別調査の実施とそれに基づく研究成果の公表

ロ 対外発信力の強化によるシンクタンクとしての評価向上

(イ) 定期刊行物や書籍等の編集・発行

(ロ) 外部向け研究発信イベント等による研究成果のタイムリーな発信

(ハ) 大学への出講等による研究成果の発信

(ニ) 調査票データの一般学術公開

ハ 外部とのネットワークの拡充

(イ) 国内外での研究発表会・情報交換会などの開催・参加

(ロ) 外部との研究会・研究プロジェクトへの参加

(ハ) 個々の研究員による外部との人的交流の充実

ニ わが国の中小企業政策に対する提言活動の推進

(イ) 政策的インプリケーションに富む調査研究の実施

(ロ) 政策提言に係る官庁・関係団体との連携

(4) お客さまの声や現場のニーズに即した政策提言による制度・施策の改善

イ お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映

中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の声や顧客の動向を業務運営（貸付制度の新設・

改善)に反映

- ロ 地域における課題を把握し、その解決に向けた政策提言や取組みを推進
政策金融に対する地域のニーズをきめ細かく把握し、政策提言や業務運営に反映

5 信用リスクの適切な管理

コロナ禍や物価高等の事業者への影響を踏まえた信用リスクの適切な管理

- イ 適切な与信管理の実施
- ロ 適切な信用コストの管理
- ハ 保険引受リスク管理態勢の充実・強化
- ニ 損害担保取引に係る信用リスク管理態勢の整備

<モニタリングしていく事項>

- ・初期デフォルト率 (%)
- ・債務者区分の上方・下方遷移 (先数等) [農林・中小]
- ・与信関係費用比率 (%)

【事業運営計画における計画値】

2 成長分野等への重点的な支援

<国民生活事業>

新規開業貸付 (企業数) [創業前及び創業後1年以内]: 26,000 企業

ソーシャルビジネスを行う事業者への貸付件数: 12,000 件

海外展開を行う事業者への貸付件数: 3,000 件

<農林水産事業>

成長を目指す担い手農業経営体への融資先数: 6,300 先

新たに農業経営を開始する者及び新規就農者を雇用する農業経営体への融資先数: 2,200 先

農林水産物・食品の輸出に取り組む経営体への融資先数: 300 先

<中小企業事業>

新事業に取り組む事業者、スタートアップへの貸付契約社数: 1,380 社

事業再生に取り組む事業者に対する経営改善計画の策定支援社数: 2,000 社

海外展開に取り組む事業者への貸付契約社数: 700 社

【組織運営計画】

1 デジタル化・DXの推進

イ デジタル化推進計画等に沿ったデジタル化・DXの着実な推進

(イ) 日本公庫全体の事業戦略の達成や日本公庫を取り巻く環境変化等に対応するため、日本公庫ダイレクトの機能拡充や電子契約の導入等のデジタル化・DX施策を着実に推進

(ロ) 将来にわたるシステムの安定稼働と開発効率の向上を実現するためのシステム刷新に向けて、システム構造を分析し、あるべきシステム像を検討

(ハ) データセンターに構築したシステムを外部のクラウド基盤へ順次移行

(ニ) デジタル庁や他の金融機関におけるデジタル化の動向の把握や最新のデジタル技術の

- 研究を行い、日本公庫にとって最適な I T の活用を検討
- (ホ) 各事業本部の業務に合わせたシステムの機能改善
- ロ 有事を想定したシステム面での備えの強化
 - 有事の際においても、円滑な業務の継続を可能とするため、インターネット申込の処理能力増強、日本公庫ダイレクトの資料授受機能の活用、電子契約の導入等、非対面でのお客さまサービスを充実
- ハ システムの安定稼動とセキュリティ対策の強化
 - (イ) 外部専門家の知見や評価を活用し、最新のサイバーセキュリティ状況や最新の技術動向を踏まえた効果的なセキュリティ対策の強化
 - (ロ) 安定稼動に配慮したシステム開発の一層の効率化
 - (ハ) 効率的かつ円滑なシステム運用の推進
- ニ デジタル化を推進するための内部態勢の強化
 - (イ) デジタルテクノロジーを活用したお客さまサービスの向上や業務の効率化に資する戦略・ビジネスモデルを策定できるデジタル人材の育成
 - (ロ) システムの品質向上・安定稼動及びサイバーセキュリティ脅威に対応する人材の育成
 - (ハ) セミナーの開催、動画配信等による職員の I T リテラシーの向上とサポート態勢の強化
 - (ニ) I T 専門人材の中途採用
- ホ システム監査の適切な実施
- 2 支店機能の充実
 - イ 支店長の役割の着実な発揮
 - 地域や事業に取り組む方々等の実情を丹念に把握し、地域を俯瞰的にとらえ、その課題解決に向けた取組みの実施
 - ロ 全国 152 支店のネットワーク強化
 - ハ 環境変化を踏まえた支店運営上の課題の解決に向けた取組みの推進等、「現場が第一」との考えに基づく支店運営態勢の不断の強化
- 3 効率的・効果的な業務運営
 - イ 申込みの急増にも迅速かつきめ細かな対応を可能とする事務の見直し等を一層推進
 - ロ 現場からの意見、要望を広く収集し、業務改善に活かす取組みの実施
 - ハ 公正な調達手続の実施
 - ニ お客さまや支店のニーズを踏まえた店舗等の改善
 - ホ 環境負荷低減に資する製品・サービスの利用促進など環境に配慮した取組みの実施
 - へ 適切な経費管理の実施
- 4 人材育成・活用
 - イ 「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実
 - (イ) 基本理念・経営方針・業務運営計画の浸透・理解
 - 会議・研修及び勉強会等により、その背景を含めた浸透・理解の徹底

- (ロ) 新入職員から上級管理職まで、一貫した教育を実施
 - (i) 事業本部固有のものを除き、全階層の研修、自己啓発支援制度を共通化して実施
 - (ii) 地域活性化や顧客支援に資するよう職員の自発的な取組みを促進
 - (iii) 研修におけるオンラインツール等の活用を推進
- (ハ) マネジメント能力の強化
 - (i) 人材アカデミー各コースの内容充実と円滑な運営の実施
 - (ii) 階層別研修（上級業務職以上）の内容の充実
 - (iii) 将来の管理職人材のマネジメント能力強化を図る研修を実施
 - (iv) 多面観察の実施と結果のフィードバック
- ロ 人事給与制度の適切な運用
 - (イ) 人事給与制度の適切な運用に向けた取組み
 - (i) 人事給与制度（転勤特例制度、地域総合職、シニア職員等）の運用状況に関するモニタリングの実施
 - (ii) 異動（異動サイクル、連続単身赴任等）の運用状況に関するモニタリングの実施
 - (ロ) 給与支給事務等の効率的な実施
- ハ 人材活用の推進
 - (イ) 事業間人事異動等の積極的な運用
 - (ロ) 業務職育成制度等によるエリア職の活躍範囲の拡大
 - (ハ) 採用活動における認知度の向上等
 - (ニ) シニア職員の一層の活躍推進
- ニ 専門性の強化
 - (イ) 社内公募、中途採用の実施
 - (ロ) 専門性強化を狙いとした教育施策の推進
 - (ハ) 中小企業診断士、農林水産業経営アドバイザーの資格取得推進及び有資格者の活用
 - (ニ) 企業派遣研修の実施

<モニタリングしていく事項>

 - ・ 中小企業診断士有資格者数
 - ・ 農林水産業経営アドバイザー有資格者数
- 5 ダイバーシティの推進と職場環境の向上
 - イ 多様な人材が活躍できる職場づくり
 - (イ) 本支店におけるダイバーシティ推進活動の実施
 - (i) 職員一人ひとりが主体的に活動に参画し、ダイバーシティを一層推進
 - (ii) 働きがいを感じて活躍できる職場づくりに向けた、職員の意識啓発
 - (ロ) ワークライフ・マネジメント（WLM）の実践
 - (i) テレワークなどの、柔軟な働き方を可能とする制度の一層の活用促進
 - (ii) 時間生産性を高め、メリハリある働き方を推進
 - (iii) 男性の家事・育児・介護への参画促進
 - (ハ) 職員一人ひとりが健康の保持増進に取り組む職場づくり

- (i) 健康に関する研修の実施及び特定保健指導の受診促進
- (ii) ノー残業デー週2日の実施
- (ニ) 職員意識調査による経営課題の把握
- ロ 女性管理職の積極的登用などによる女性活躍の推進
 - (イ) 女性のキャリア開発のための取組みの実施
 - (ロ) 女性管理職の積極的登用に向けて管理職候補者の育成を研修等により実施
 - (ハ) 段階的に管理職の経験を積むことのできる機会の拡充
- ハ ハラスメント対策の強化
 - ハラスメント対策の強化（「6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢及び危機管理態勢の整備・強化」と同様の取組み）
- 6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢及び危機管理態勢の整備・強化
 - イ 政策要請に応えつつ適切なリスク管理を実施
 - (イ) リスク管理プログラムの策定と着実な実施
 - (ロ) コロナ禍や物価高等が信用リスクに与える影響を含め、リスク管理状況について、コーポレート・ガバナンス委員会等で継続的にモニタリング
 - ロ コンプライアンス意識の強化・定着化を図るとともに、的確なモニタリングを実施
 - (イ) コンプライアンス・プログラムの策定と着実な実施
 - (ロ) コンプライアンス・プログラムの実施状況について、コーポレート・ガバナンス委員会等で継続的にモニタリング
 - (ハ) 反社会的勢力（暴力団員・共生者）及びそれに準ずる者（詐欺関与先及び経済制裁対象先）の排除態勢の一層の強化
 - (ニ) 政策金融機関役職員として高い倫理観を持ち、日本公庫の信用を堅持する責任ある行動に繋げていくためのコンプライアンス意識の一層の強化
 - (ホ) コンプライアンスに係る報告・相談・通報の徹底
 - (ヘ) コンプライアンス事案対応における支店長の適切な役割発揮
 - ハ 危機管理態勢の一層の強化
 - (イ) 部室店ディスカッション・研修の継続実施による職員一人ひとりの危機管理意識の向上
 - (ロ) 首都直下地震をはじめとした自然災害、感染症拡大、サイバー攻撃等を想定したBCPの強化及び各種訓練の継続実施
 - (ハ) 危機管理における支店長の適切な役割発揮
 - (ニ) 人員体制など、有事下における態勢の整備

【組織運営計画における計画値】

4 人材育成・活用

職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」：100%

職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」：100%

職員意識調査項目「業務目標のフォロー（面接十分、フォローも適切）」：80%

職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」：90%

5 ダイバーシティの推進と職場環境の向上

男性職員の育児に伴う休暇・休業1か月以上の取得率：90%

ノー残業デー週2日の実施率：90%

管理職に占める女性の割合：12%以上（2028年4月時点）

職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」：80%

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 46,285,584,430,964 株

発行済株式の総数 21,732,826,406,741 株

内訳

業 務	発行済株式の総数
国民一般向け業務	5,966,773,299,000
農林水産業者向け業務	453,671,700,000
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	3,986,313,000,000
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000
信用保険等業務	9,855,147,407,741
危機対応円滑化業務	1,446,038,000,000
特定事業等促進円滑化業務	407,000,000

(2) 当期末株主数

4名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当公庫への出資状況	
	持株数	持株比率
財務大臣	21,392,013,107,741 株	98.43%
経済産業大臣	295,256,000,000 株	1.36%
農林水産大臣	40,271,000,000 株	0.19%
厚生労働大臣	5,286,299,000 株	0.02%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

(令和5年3月31日現在)

氏名	地位(及び担当)
田中 一穂	代表取締役総裁
岩間 邦彦	代表取締役副総裁 (総裁補佐並びに危機対応等円滑化業務部、デジタル戦略室及び総合研究所)
富山 一成	代表取締役専務取締役 (国民生活事業本部長)
倉重 泰彦	代表取締役専務取締役 (農林水産事業本部長)
米田 健三	代表取締役専務取締役 (中小企業事業本部長)
小野 洋太	専務取締役 (企画管理本部長兼企画管理本部総務・企画部門長(デジタル戦略室を除く。))
渡邊 正博	常務取締役 (国民生活事業本部営業部門長(創業支援部(事業承継支援室を除く。))及び事務統括室(事務統括グループ及び事務指導グループ)を除く。)
佐々木 裕介	常務取締役 (国民生活事業本部生活衛生部門長)
田口 克幸	常務取締役 (農林水産事業本部営業部門長)
谷口 伸一	常務取締役 (中小企業事業本部営業部門長)
鈴木 直人	常務取締役 (企画管理本部コーポレート・ガバナンス統括室、デジタル戦略室及びITマネジメントオフィス担当)
姪原 保志	取締役 (国民生活事業本部審査部門長(企業支援室を除く。))及び人材開発室担当)
谷口 眞司	取締役 (農林水産事業本部企画管理部門長)
十亀 幹夫	取締役 (中小企業事業本部審査部門長)
加藤 義明	取締役 (中小企業事業本部保険部門長)
佐合 達矢	取締役 (中小企業事業本部企画管理部門長)
大谷 邦夫	取締役

氏 名	地 位 (及び担当)
栗原 美津枝	取締役
上甲 肇祐	常勤監査役
楠美 信泰	常勤監査役
山田 雄一	監査役
三田 祥弘	監査役
宮城 典子	監査役

(注) 1 取締役のうち、大谷邦夫及び栗原美津枝の2氏は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第15号に定める社外取締役です。

2 監査役のうち、楠美信泰、山田雄一及び宮城典子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

3 監査役山田雄一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

4 丸山孝則氏は、令和4年5月31日付けで、取締役を辞任しています。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職の状況

上記社外役員が業務執行者を兼職する他の法人等と当公庫との間には、開示すべき関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
大谷 邦夫	<p>当期取締役会13回開催のうち13回に出席。</p> <p>企業経営に関する豊富な経験を活かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。</p> <p>また、上記のほか、日本公庫全体及び事業本部ごとの業務及び運営の状況の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価並びに取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行う評価・審査委員会の委員を務め、当事業年度に開催された評価・審査委員会の全て（4回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から日本公庫の業務運営及び経営陣の監督を務めております。</p>

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
栗原 美津枝	<p>当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。</p> <p>政策金融に関する幅広い知見を活かし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。</p> <p>また、上記のほか、日本公庫全体及び事業本部ごとの業務及び運営の状況の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価並びに取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行う評価・審査委員会の委員を務め、当事業年度に開催された評価・審査委員会の全て（4 回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から日本公庫の業務運営及び経営陣の監督に務めております。</p>
楠美 信泰	<p>当期取締役会 13 回開催のうち 12 回に出席。</p> <p>当期監査役会 14 回開催のうち 13 回に出席。</p> <p>会社役員経験者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。</p>
山田 雄一	<p>当期取締役会 13 回開催のうち 12 回に出席。</p> <p>当期監査役会 14 回開催のうち 13 回に出席。</p> <p>財務及び会計の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。</p>
宮城 典子	<p>令和 4 年 6 月 16 日就任後に開催された当期取締役会 10 回開催のうち 10 回に出席。</p> <p>令和 4 年 6 月 16 日就任後に開催された当期監査役会 10 回開催のうち 10 回に出席。</p> <p>会社役員経験者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。</p>

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大谷 邦夫	<p>会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約</p>
栗原 美津枝	
上甲 肇祐	<p>会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約</p>
楠美 信泰	
山田 雄一	
三田 祥弘	
宮城 典子	

(4) 役員の報酬等に関する事項

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	26 名 (2 名)	328 百万円 (18 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 名 (4 名)	54 百万円 (32 百万円)
合 計	32 名	382 百万円

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 取締役の報酬等は、令和4年6月16日付けで会社法第319条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示をもって、年額328百万円以内（うち社外取締役分は年額19百万円以内）と決議されたものとみなされています。

なお、当該決議に係る取締役の員数は18名（うち社外取締役2名）です。

3 監査役の報酬等は、令和4年6月16日付けで会社法第319条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示をもって、年額55百万円以内と決議されたものとみなされています。

なお、当該決議に係る監査役の員数は5名です。

4 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額23百万円（取締役21百万円、監査役2百万円）が含まれています。

5 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額26百万円（取締役23百万円、監査役2百万円）を計上しています。

6 報酬等の額以外に、退任取締役に対する役員退職慰労金の支給について、令和4年6月16日付けで会社法第319条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示をもって決議されたものとみなされたため、退任取締役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しています。

退任取締役 2名 16百万円

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬等	
	監査証明業務に基づく報酬等	非監査業務に基づく報酬等
EY 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 南波 秀哉 公認会計士 岩崎 裕男 公認会計士 秋山 修一郎	184 百万円	7 百万円

- (注) 1 当公庫と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。
- 2 当公庫は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」及び「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務等を委託し、対価を支払っています。
- 3 当公庫監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬等の見積り根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の監査証明業務に基づく報酬等につき、監査品質を確保する点からも妥当であるとの意見で全員が一致したので、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っています。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められるときは、会計監査人の解任を検討します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当公庫は、会社法及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）に定める「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は、次のとおりです。

イ 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

(ロ) 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

(ハ) 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

(ニ) 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

(ホ) 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

(ヘ) 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

(ロ) 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

(ハ) 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

(ロ) 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

(ハ) 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。

(ニ) 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に

- 関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。
- (ロ) 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
- (ハ) 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。
- ホ 業務の適正を確保するための内部監査体制
- (イ) 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。
- (ロ) 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる内部監査部署を置く。
- (ハ) 内部監査部署は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
- (ニ) 内部監査部署は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- (ホ) 内部監査部署は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。
- へ 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- (イ) 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。
- (ロ) 前(イ)の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- (ハ) 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、前(イ)の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。
- ト 監査役を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項
- 公庫は、監査役を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。
- チ 監査役を補助する職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 公庫は、前へ及びトを遵守するほか、監査役を補助する職員が、監査役の指示に基づき行う職務の遂行を妨げてはならない。
- リ 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。
- (ロ) 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。
- ヌ 監査役への報告をした取締役及び職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 公庫は、前リ(ロ)の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った取締役及び職員に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない。
- ル 監査役を補助する職員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行につい

て生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

公庫は、監査役が実効的な監査の実施に当たって弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めるなどのため所要の費用を請求するときは、これを拒むことができない。

ヲ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

(ロ) 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

(ハ) 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

(ニ) 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに内部監査部署に協力を求めることができる。

(ホ) 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(2) 体制の運用状況の概要

当公庫のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた、体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

イ コンプライアンス、情報資産の保存及び管理やリスク管理等に対する取組み

当公庫は、コンプライアンス、情報資産の保存及び管理、リスク管理、緊急時対策その他の危機管理等を内部管理上重点的に取り組むべき分野として位置づけており、そのうち、当公庫全体の経営として把握し又は管理すべきものをコーポレート・ガバナンス委員会で審議しています。

この委員会におきましては、コーポレート・ガバナンスに関して、当公庫全体として統一的に対応すべき事項などについて審議・報告を行いました。

ロ 取締役の職務執行

当公庫の取締役会は、18名以内の取締役で構成しており、うち2名を社外取締役としています。

当期におきましては、取締役会を13回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役が職務の執行状況について報告を行いました。

ハ 内部監査の実施

当公庫では、内部監査部署として、監査部及びシステム監査室を設置しています。監査部及びシステム監査室は、内部監査計画に基づき、当公庫の業務全般に係る内部管理態勢の適切性・有効性について内部監査を行い、その結果について総裁に報告を行いました。

ニ 監査役監査

監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、取締役から独立した職員を配置しています。

取締役及び職員は、適時・的確に職務の執行状況について、監査役に報告しており、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席して必要な意見を述べています。また、総裁は、監査役と定期的に会合を実施し、意見交換を行っています。

7 会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

附属明細書（事業報告関係）

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

1. 会社役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以 上